

第96回北但行政事務組合議会（定例会）会議録（第1日）

平成28年2月2日（火）第96回北但行政事務組合議会（定例会）を議場に管理者が招集した。

開会 午前10時

会議に出席した議員（15名）

1番	香美町	橘	秀太郎	2番	香美町	谷口	眞治
3番	新温泉町	池田	宜広	4番	新温泉町	中井	次郎
5番	豊岡市	松井	正志	6番	豊岡市	浅田	徹
7番	豊岡市	井垣	文博	8番	豊岡市	伊藤	仁
9番	香美町	森	利秋	10番	新温泉町	中井	勝
11番	豊岡市	木谷	敏勝	12番	豊岡市	野口	逸敏
13番	豊岡市	広川	善徳	15番	豊岡市	前野	文孝
16番	豊岡市	青山	憲司				

会議に出席しなかった議員（1名）

14番 豊岡市 古池 信幸

議事に関係した事務局職員

事務局長 瀧 下 貴 也  
書 記 太田垣 健 二  
書 記 平 澤 剛 太

説明のため出席した者の職氏名

管理者（豊岡市長）	中 貝 宗 治
副管理者（香美町長）	浜 上 勇 人
副管理者（新温泉町長）	岡 本 英 樹
会計管理者（豊岡市会計管理者）	森 田 敏 幸
事 務 局 長	谷 敏 明
総 務 課 長	河 本 嘉 一
施 設 整 備 課 長	澤 田 秀 夫
施 設 整 備 課 長 補 佐	榎 本 啓 一
監 査 委 員 事 務 局 長	藤 本 正 行

## 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
  - 第2 会期の決定
  - 第3 諸般の報告
  - 第4 第1号議案 北但ごみ処理施設整備・運営事業に関する変更契約の締結について
  - 第2号議案 但馬行政不服審査会設置に関する規約の制定について
  - 第3号議案 北但行政事務組合一般廃棄物処理施設基金条例制定について
  - 第4号議案 北但行政事務組合情報公開条例の一部を改正する条例制定について
  - 第5号議案 北但行政事務組合行政手続条例の一部を改正する条例制定について
  - 第6号議案 北但行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定について
  - 第7号議案 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について
  - 第8号議案 北但行政事務組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
  - 第9号議案 平成27年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第3号）
  - 第10号議案 平成28年度北但行政事務組合一般会計予算
- (以上10件、一括上程、説明)

## 議事順序

- 1. 議長あいさつ
- 2. 開会宣言
- 3. 開 議
- 4. 会議録署名議員の指名
- 5. 会期の決定
- 6. 諸般の報告
- 7. 議案（第1号議案～第10号議案）一括上程
  - 管理者提案説明
  - 議案ごとの説明
- 8. 休会議決
- 9. 日程通告
- 10. 散 会

〔議長開会挨拶〕

○議長（青山憲司） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、一言ご挨拶申し上げます。

明後日には立春を迎えることから暦の上では春が訪れることとなりますが、先月末からの降雪でやっと冬らしくなったきょうこのごろでございます。

さて、議員各位にはご健勝にてご参集を賜り、本日ここに第96回北但行政事務組合議会定例会を開会する運びとなりましたことは、組合発展のためまことにご同慶にたえないところであります。

さて、今期定例会に管理者より提案されます案件は、事件2件、条例6件、予算2件の合計10件のほか、予算2件が追加提案される予定であります。これらはいずれも重要な案件であります。新施設の運営に必要な経費が盛り込まれた新年度予算はとりわけ関心の高い案件でもございます。どうか議員各位には何とぞ慎重にご審議の上、適切妥当な結論が得られますよう心からお願いいたしますとともに、円滑な議会運営に格段のご協力をお願い申し上げ、開会のご挨拶をといたします。

開会 午前10時02分

○議長（青山憲司） ただいまの出席議員数は15名であります。よって、会議は成立いたします。

ただいまから第96回北但行政事務組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（青山憲司） 日程第1は会議録署名議員の指名でございます。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、木谷敏勝議員、野口逸敏議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（青山憲司） 続いて日程第2、会期の決定を行います。

この際、議会運営委員長より報告を求めます。

11番木谷敏勝議員。

○議会運営委員会委員長（木谷敏勝） おはようございます。

今期定例会の議事運営について、ご報告いたします。

会期については、本日から2月17日までの16日間といたします。

次に日程についてですが、本日は諸般の報告の後、当局提出議案を一括上程し、管理者の提案説明並びに事務局長による議案ごとの説明を受けます。

次に、明2月3日から2月15日までは議案熟読のため休会。この間、4日正午を質問、質疑の通告締め切りとし、16日に本会議を再開し、一般質問を行います。一般質問終了後、議案ごとに質疑、討論、表決を行います。

以上、報告のとおり、今期定例会の議事運営についてよろしくご協力をお願いいたします。以上です。

○議長（青山憲司） お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から2月17日までの16日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青山憲司） ご異議なしと認めます。よって、会期は、16日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（青山憲司） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日の会議に欠席届のありましたのは、古池信幸議員並びに多根代表監査委員であります。

次に、お手元に定期監査・行政監査結果報告書及び例月現金出納検査報告書のほか第1号議案説明資料並びに平成28年度一般会計予算の概要を配付いたしておりますので、ご清覧願います。

日程第4 第1号議案～第10号議案（北但ごみ処理施設整備・運営事業に関する変更契約の締結について外9件）

○議長（青山憲司） 日程第4、第1号議案北但ごみ処理施設整備・運営事業に関する変更契約の締結について外9件を一括議題といたします。

これより管理者の提案説明を求めます。

中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） おはようございます。開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

暦の上では間もなく立春を迎えますが、まだまだ寒い日が続きます。

本日、第96回北但行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはおそろいでご参集を賜りまことにありがとうございます。議員各位のご健勝を心からお喜び申し上げますとともに、日ごろのご精励に対し深く敬意を表します。

さて、今期定例会に私から提案いたします案件は、事件2件、条例6件、予算2件の合計10件です。なお、会期中に予算2件を追加提出する予定としておりますので、あらかじめご了承賜りたいと存じます。

それでは、北但ごみ処理施設整備事業の状況についてご報告申し上げるとともに提出議案の説明をさせていただきます、議員各位のご理解を賜りたいと存じます。

まず、施設建設工事について申し上げます。

建設工事の1月末現在の進捗状況では、全体計画84.0%に対し84.0%の実績となっております。建設工事においては、これまでインフレスライド条項を適用した請負代金額の変更が生じますことをご報告しておりました。このたび請負金額の適正化を図るため、特定建設工事共同企業体との協議が調いましたので、北但ごみ処理施設整備・運営事業に関する建設工事請負契約について、変更契約の締結議案を上程しているところです。

次に、予算に関連して4月から始まるごみの全量受け入れに向けた準備について申し上げます。

4月から新施設において発生するばいじん、焼却灰、不燃残渣の運搬業務が始まることから、焼却灰等運搬業務に関し昨年12月から契約に向けた準備を始めたところ、ばいじんについては成分検査結果を取得した上で事前に赤穂市の同意を得なければ、ひょうご環境創造協会赤穂事業所での処

理ができないことがわかりました。成分検査結果の取得と同意には約一月の期間を要することから、組合では早急に4月中旬から発生するばいじんの受け入れ先の検討をしまいにしました。その結果、5月中旬までの約一月間のばいじんについては栃木県小山市にありますメルテック株式会社での処理に変更することとします。

売電収入について申し上げます。

ごみを焼却したエネルギーを利用し、発生する余剰電力の売却に係る契約を株式会社タクマエナジーと締結したことをご報告しておりますが、組合では29年度以降、毎年約1億5,000万円程度の収入を見込んでいます。組合では、電力売り払い収入の一部を将来の施設の撤去に必要な財源として確保することとし、積み立てるための基金条例制定に係る議案を上程しているところです。

次に、施設の運営に関して報告いたします。

組合では、運営協定の締結に向けて森本区、坊岡区と協議を重ねてきました。この運営協定は、平成20年に組合が森本区及び坊岡区と締結しました基本協定書に基づき締結するもので、地域住民の健康と快適な生活環境の保全を目的として将来にわたって運営協定を遵守し、誠意を持って運営を行っていくことを約束するものです。これまでのところ運営協定の締結までには至っておりませんが、住民説明会をさらに重ねてご理解を求めていくこととしております。

都市計画事業認可取り消し訴訟については、昨年12月24日、第15回口頭弁論において裁判長より議論が尽きたことの確認がなされ結審しました。今後は3月23日に判決が言い渡されることになっております。

続きまして、提出議案の概要について、まず条例の関係から申し上げます。

行政不服審査法の改正により、但馬行政不服審査会設置に関する規約の議決、改正に関連して、北但行政事務組合情報公開条例のほか2件の条例の一部を改正する条例を上程するものです。

また、地方公務員法の改正により職員の勤務時間等に関する条例、年金一元化法等による地方公務員災害補償法施行令の改正により、北但行政事務組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を上程するものです。

次に、予算の関係について申し上げます。

平成27年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ4,049万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億150万5,000円とするものです。

主な補正は、進入道路舗装工事において表層工、区画線等の設置を予定していましたが、施設建設工事を優先し施設の完成に合わせることから28年度での施工に変更し3,160万円を減額するほか、事務費、事業費を決算見込みにより補正しています。

次に、平成28年度北但行政事務組合一般会計予算は、歳入歳出をそれぞれ29億7,900万円とし、対前年度比37.2%減の予算を編成しています。

主な歳出には、最終年度となる北但ごみ処理施設建設工事や設計施工監理業務などの整備事業経費を計上したほか、8月からの運営に係る衛生費、基金積立金を新たに計上しています。

これらの財源として、歳入には直接搬入の際のごみ処理手数料、循環型社会形成推進交付金を計

上したほか資源物の売り払い収入、電力売り払い収入、日本容器包装リサイクル協会事業受入金、残額を構成市町負担金として計上しています。

なお、かねてから着実な財源確保を図るため国に対し循環型社会形成推進交付金の追加要望をしておりましたところ、予算の調製、印刷製本を終えた去る1月21日に交付金の追加内示が届きました。そのため昨年度と同様の手続をお願いすることとし、今定例会において追加の提案をさせていただきますので、ご了解をお願い申し上げます。

以上で私の総括説明を終え、各議案の詳細につきましてはそれぞれ事務局長が説明いたしますので、よろしくご審議いただき適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青山憲司） 続いて、議案ごとの説明に入ります。

第1号議案北但ごみ処理施設整備・運営事業に関する変更契約の締結について説明を求めます。  
谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 議案書1ページをごらんください。第1号議案北但ごみ処理施設整備・運営事業に関する変更契約の締結についてご説明いたします。

本案は、平成27年5月26日、第93回組合議会臨時会で議決いただきました北但ごみ処理施設整備運営事業に係る建設工事請負契約について、変更契約を締結しようとするものです。

契約の目的は、北但ごみ処理施設整備・運営事業施設建設工事です。契約の方法としましては変更分随意契約で、去る1月18日に工事請負変更仮契約を行ったところです。次に、契約の金額は9億9,887万5,041円です。前契約金額94億6,776万1円に対して3億3,111万5,040円の増額です。契約の相手方は、現在請負契約を締結しているタクマ・株本・川見・西山特定建設工事共同企業体です。

工事の変更概要につきましては、予期できない特別の事情により急激なインフレーションが生じたため事業者から請負代金の変更に関する請求があり、請負代金額が著しく不適當となったときの措置として工事請負契約書第25条第6項に基づくものです。インフレスライド条項の適用対象は、請求のあった平成27年2月20日を基準日として基準日時点の出来高確認を行い、設計数量全体から基準日時点の出来高数量を差し引いた数量を対象とし、これに契約日である平成25年10月10日時点の公共単価と基準日である平成27年2月20日時点の公共単価との差額を乗じてスライド額を算定したものです。組合では、設計施工監理業務を委託しておりますパシフィックコンサルタンツ株式会社とも慎重に協議を重ね、係る適切妥当な金額を積算したところです。このたび変更増となった3億3,111万5,040円は、28年度において支払います。

以上、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（青山憲司） 次に、第2号議案但馬行政不服審査会設置に関する規約の制定について説明を求めます。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 2ページをごらんください。第2号議案但馬行政不服審査会設置に関する規約の制定についてをご説明いたします。

本案は、行政不服審査法の改正に伴い設置が義務づけられた行政不服審査会を他団体と協議の上

共同で設置するため、同文議決をお願いするものです。

3ページから5ページには規約の全文をお示ししております。

第1条では、行政不服審査法に規定する執行機関の附属機関を共同で設置することを規定し、また共同設置する地方公共団体を豊岡市、養父市、朝来市、美方郡香美町、美方郡新温泉町、公立豊岡病院組合、公立八鹿病院組合、南但広域行政事務組合、美方郡広域事務組合、但馬広域行政事務組合、北但行政事務組合の3市2町6組合としております。

第2条で機関の名称は「但馬行政不服審査会」とすることを、第3条で執務場所は但馬広域行政事務組合とすることを、第4条で委員は3人とし非常勤とすることを、第5条では委員は但馬広域行政事務組合の管理者が選任し任期を3年とすることなどのほか、第6条から第18条では会長の選任、会議の招集など運営に必要な事項を定めています。

なお、規約の規定は平成28年4月1日から施行します。

7ページには規約案要綱をお示ししています。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

**○議長（青山憲司）** 次に、第3号議案北但行政事務組合一般廃棄物処理施設基金条例制定について説明を求めます。

谷事務局長。

**○事務局長（谷 敏明）** 8ページをごらんください。第3号議案北但行政事務組合一般廃棄物処理施設基金条例制定についてをご説明いたします。

本案は、北但行政事務組合が設置する一般廃棄物処理施設の撤去に必要な財源を確保することを目的とし、基金を設置するための条例を制定するものです。

9ページには条例の全文をお示ししております。

では、10ページをごらんください。条例案要綱によりご説明いたします。

第1条では、組合が設置する一般廃棄物処理施設の撤去に必要な財源を確保し、もって関係市町の健全な財政運営に資するために北但行政事務組合一般廃棄物処理施設基金を設置することを規定しています。

第2条では、基金として積み立てる額は基金の運用から生じる収益の額、その他予算で定める額として規定しており、毎年電力売り払い収入の一部を予算に計上することとしております。

第3条から第5条において管理の方法、繰りかえ運用、運用益金の処理について定めています。

第6条では当該基金の処分について規定しており、一般廃棄物処理施設の撤去に必要な財源に充てる場合に限り処分できるものとしております。現在建設中の施設においても数十年後には撤去する時期が訪れますが、その際における構成市町の財政運営に支障を及ぼさないよう負担の平準化を図るべく、毎年の電力売り払い収入の一部を積み立てようとするものです。

条例の規定は、平成28年4月1日から施行します。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

**○議長（青山憲司）** 次に、第4号議案北但行政事務組合情報公開条例の一部を改正する条例制定につ

いて説明を求めます。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 11ページをごらんください。第4号議案北但行政事務組合情報公開条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本案は、行政不服審査法の改正に伴い、不服申し立て構造の見直し及び同法改正に伴う関係法令の改正に合わせた用語の修正、所要の規定の整理を行うものです。

12ページと13ページには改正条例をお示しをしています。

では、14ページをごらんください。条例案要綱によりご説明いたします。

改正の内容は、異議申し立ての手續が廃止され、不服申し立ての手續が審査請求に一本化されたことで、不服申し立ての構造の見直し等に伴う用語の修正を行うものです。

改正法第9条第1項ただし書きの規定により、審理員による審理手續の規定の適用除外について定めています。

また、開示請求に係る不作為事件を審査会の諮問対象に追加したこと、審査会は審査請求人等から意見書または資料の提出があったときは他の審査請求人等に写しを送付すること、送付または閲覧させようとするときは、当該意見書または資料の提出者の意見を聞くことなどの規定の整理を行うものです。

改正後の条例の規定は平成28年4月1日から施行します。

15ページから19ページには新旧対照表を掲載していますので、ご清覧ください。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（青山憲司） 次に、第5号議案北但行政事務組合行政手續条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 20ページをごらんください。第5号議案北但行政事務組合行政手續条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本案は、行政不服審査法の改正に伴い用語の修正を行うものです。

21ページには改正条例をお示ししています。

では、22ページをごらんください。条例案要綱によりご説明いたします。

改正の内容は、「異議申し立て」を「再調査の請求」に改めるものです。

改正後の条例の規定は平成28年4月1日から施行します。

23ページには新旧対照表を掲載しておりますので、ご清覧ください。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（青山憲司） 次に、第6号議案北但行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 24ページをごらんください。第6号議案北但行政事務組合人事行政の運営等

の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本案は、地方公務員法及び行政不服審査法の改正に伴い、所要の規定の整理を行うものです。

25ページには改正条例をお示ししています。

では、26ページをごらんください。条例案要綱によりご説明いたします。

改正の内容は、地方公務員法の改正に伴い、同法第58条の2第1項に規定する人事行政の運営等の状況の公表事項について、「職員の人事評価の状況」及び「職員の退職管理の状況」が追加され「勤務成績の評定」が削除されること、また行政不服審査法の改正に伴う用語の修正など規定の整理を行うものです。

改正後の条例の規定は、平成28年4月1日から施行します。

27ページには新旧対照表を掲載していますので、ご清覧ください。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

**○議長（青山憲司）** 次に、第7号議案職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

谷事務局長。

**○事務局長（谷 敏明）** 28ページをごらんください。第7号議案職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本案は、地方公務員法の改正に伴い所要の規定の整理を行うものです。

29ページには改正条例をお示ししています。

では、30ページをごらんください。条例案要綱によりご説明いたします。

改正の内容は、地方公務員法の改正に伴い、同法第24条に規定する職員の給与、勤務時間その他の勤務条件について条項が変更されたため、条例中の引用する規定の整理を行うものです。

改正後の条例の規定は、平成28年4月1日から施行します。

31ページには新旧対照表を掲載していますので、ご清覧ください。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

**○議長（青山憲司）** 次に、第8号議案北但行政事務組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

谷事務局長。

**○事務局長（谷 敏明）** 32ページをごらんください。第8号議案北但行政事務組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本案は、共済年金が厚生年金に統合されることに伴い、他の法令による給付を受けている者に対する補償額の調整に係る規定を改めるものです。

33ページから37ページには改正条例をお示ししています。

では、38ページをごらんください。条例案要綱によりご説明いたします。

改正の内容は、厚生年金保険法等の改正に伴い共済年金が厚生年金に統合されることにより、組合議会議員その他非常勤の職員の公務上の災害等に対する補償として傷病補償年金等が支給される

場合に、同一の事由について他の法令に基づく年金等が支給されるときは補償額の調整に係る規定の改正を行うものです。

本案は公布の日から施行することとし、改正後の条例の規定は平成27年10月1日から適用することとしております。

39ページから49ページには新旧対照表を掲載していますので、ご清覧ください。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（青山憲司） 次に、第9号議案平成27年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第3号）について説明を求めます。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 議案書50ページをごらんください。第9号議案平成27年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,049万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ47億150万5,000円とするものです。

それでは、補正予算の内容について53ページの歳入歳出補正予算（第3号）事項別明細書の1、総括をごらんください。

このたびの補正予算は、事務事業費の執行状況等の精査を行い、決算を見据えて補正するものです。

歳出補正の主なものは、20款北但ごみ処理施設整備事業費に係る進入道路舗装工事の仕上げ工事を平成28年度に変更することによる減額です。

56ページ及び57ページの3、歳出をごらんください。

まず、歳出からご説明いたします。

15款総務費450万円の減額は、11節需用費、12節役務費、18節備品購入費で事務所の移転に係る経費などのほか執行状況を見る中で減額するものです。19節負担金補助及び交付金での280万円の減額は、派遣職員給与費負担金の減額により補正するものです。

次に、20款北但ごみ処理施設整備事業費での3,572万4,000円の減額についてです。15節工事請負費3,160万円の減額は、進入道路等舗装工事において管理用道路舗装工事の入札減があったこと及び進入道路の仕上げとして表層工、区画線設置などの工事は施設整備工事を優先し施設の完成に合わせることから、28年度の施工に変更することによるものです。17節公有財産購入費152万4,000円の減額は、地権者が弁護士に依頼している相続の登記に期間を要しているため、組合の取得が28年度になることによるものです。9節旅費、11節需用費、14節使用料及び賃借料、19節負担金補助及び交付金の減額は、それぞれの決算見込みにより減額をするものです。

58ページ及び59ページをごらんください。23款公債費27万1,000円の減額は、借入の予定がないことから減額補正するものです。

次に、54ページ、55ページにお戻りいただき2、歳入をごらんください。

今回は交付金の増減は行わず、歳出予算を減額した4,049万5,000円を市町負担金で調整したとこ

ろ、豊岡市2,631万5,000円、香美町761万4,000円、新温泉町では656万6,000円の減額となります。

説明は以上でございますが、平成27年度一般会計補正予算（第3号）の説明資料として61ページ及び62ページに性質別歳出内訳と財源内訳を掲載しておりますのでご清覧いただき、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（青山憲司） 次に、第10号議案平成28年度北但行政事務組合一般会計予算について説明を求めます。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 63ページをごらんください。第10号議案平成28年度北但行政事務組合一般会計予算についてご説明いたします。

まず、第1条で歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ29億7,900万円とするものです。

第2条では、一時借入金の借入最高額を11億円とするものです。

67ページ及び68ページの歳入歳出予算事項別明細書、1、総括をごらんください。

歳入は、負担金23億9,012万8,000円、手数料1億5,730万1,000円、国庫支出金3億1,386万9,000円、財産収入1,319万9,000円、諸収入で1億450万2,000円、そのほか科目設定を含め合計29億7,900万円です。

また、歳出は議会費249万円、総務費7,334万3,000円、北但ごみ処理施設整備事業費23億9,636万8,000円、新たに設定した衛生費5億386万9,000円、公債費263万円、予備費30万円で、合計29億7,900万円です。

予算の内容につきまして、69ページ及び70ページの2、歳入から説明いたします。

まず、10款分担金及び負担金の23億9,012万8,000円は、歳出総額から国庫支出金等の見込める歳入を除いたものを構成市町から負担金としていただいているもので、組合規約に定める経費の支弁のうち後に説明いたします施設整備事業費と公債費は、施設の設置に要する経費としてこれまでと同じ均等割10分の1.5、人口割10分の8.5として算出し、整備分と表記し、衛生費と予備費は処理に要する経費として均等割10分の1、前年のごみ処理量実績割10分の9として算出し、運営分と表記しています。

なお、議会費、総務費は施設が7月末に完成することから、12分の4を整備分、12分の8を運営分として算出しています。

また、27年度において豊岡市に実施をお願いしている5件の地域振興事業の精算見込み額1億1,208万1,500円を豊岡市に立てかえ実施願っていることから、香美町、新温泉町には整備負担分を計上し、同額を豊岡市分として減額しています。

次に、15款使用料及び手数料は、一般廃棄物処理基本計画での直接搬入されるごみ量に10キログラム当たり100円で算出したごみ処理手数料1億5,730万円を計上しています。

20款国庫支出金は、28年度に予定している補助対象事業費に対し高効率ごみ発電施設の設備については2分の1、その他の施設については3分の1の補助率の循環型社会形成推進交付金を3億1,386万9,000円を計上しています。28年度に受け入れる交付金は、年度間調整額として3億897万

9,000円を既に26年度において収入していることから、差し引いて計上しています。

次に、71ページ、72ページをごらんください。30款財産収入の物品売り払い収入は、鉄、アルミなどの資源物の物品売り払いで1,319万9,000円を、50款諸収入の雑入では、8月からの電力売り払い収入として8カ月分の1億円と日本容器包装リサイクル協会からペットボトル、プラ製容器包装の資源化物の売り払い収入として事業受入金450万円を計上しています。

科目設定として、15款使用料、45款繰越金、50款諸収入の預金利子、その他雑入はそれぞれ1,000円を計上しています。

次に、73ページ、74ページの3、歳出をごらんください。

10款議会費249万円は報酬や旅費などの議会運営に係る経費のほか、施設完成後は組合議会本会議等を施設で行うことから会議録作成に必要な機材購入費を計上しています。

15款総務費7,334万3,000円は、前年度に比べ4,305万2,000円を増額し計上しています。増額の理由は、施設が完成することから、これまで20款北但ごみ処理施設整備事業費にありました派遣職員給与費負担金を総務費に移行したことによるものです。

なお、職員体制につきましては、27年度においては9名の体制でありましたが、今年8月には工事が完成することから、28年度では1名を減じた8名の体制での給与費負担金を計上しています。

1節報酬から19節負担金補助及び交付金までの各節には、1名の事務補助臨時職員の人件費、共済費、構成市町からの派遣職員8名分の派遣職員給与費を初めとした経常的な事務経費を計上しています。

次に、75ページ及び76ページをごらんください。20款北但ごみ処理施設整備事業費では、8月に施設が竣工することから前年度に比べ23億1,278万3,000円を減額した23億9,636万8,000円を計上しています。施設整備事業費には、8月に予定しています学識者、地元関係者、組合議員、構成市町関係者等を招き開催します竣工式の経費として97万2,000円を計上しています。

8節報償費6万円は、事業推進に係る専門家への指導助言や講師への謝礼などです。9節旅費81万1,000円は、指導助言者及び講師に係る費用弁償と普通旅費として関係機関との協議及び視察に係るものに加え、竣工式招待者に要する旅費を計上しています。11節需用費97万7,000円は、事務用消耗品や公用車の燃料費など7月までの4カ月間の資材費のほか、竣工記念広報紙の印刷製本費、記念品を計上しています。12節役務費8万9,000円は、竣工記念広報紙の配送手数料、式案内通知や工作物建築確認申請検査手数料です。13節委託料1,632万8,000円は、北但ごみ処理施設設計施工監理業務の28年度支出予定分及び工事期間中の水質試験業務、竣工式会場設置の業務です。14節使用料及び賃借料60万3,000円は、竣工までの4カ月間の公用車のリース料及び出張時の通行料、駐車料、積算システムのリース料、竣工式招待者のタクシー代です。15節工事請負費23億6,097万6,000円は、第1号議案で説明しましたスライドによる変更増額分を含めた北但ごみ処理施設建設工事の28年度施工予定分23億4,057万6,000円と、進入道路舗装工事等の工事請負費です。

続きまして、77ページ及び78ページをごらんください。17節公有財産購入費152万4,000円は、地権者数1名、2筆、公簿面積2,218平方メートルに係る土地の取得費です。この取得が完了しますと

残りは公簿面積856平方メートルの1筆となり、面積比で99.7%の取得率となります。18節備品購入費1,500万円は、最終処分場での敷きならし覆土のためバックホーの購入費用です。

次に、新たに設定する21款衛生費では、搬入に係る5名の臨時職員の人件費を初めとして施設運営委託料、焼却灰等の運搬と処理の委託料、既存の最終処分場の施設使用に係る負担金など、新施設を運営、管理していくために必要な経費5億386万9,000円を計上しています。

3節職員手当等から7節賃金までの各節には、受け入れ検査員3名、計量員2名の臨時職員などに係る手当、共済費を計上しています。8節報償費25万5,000円では環境学習に係る指導助言や有償ボランティアの謝礼を、9節旅費13万8,000円では関係機関との協議や視察に要する旅費を、11節需用費218万6,000円では事務用消耗品や公用車の燃料費、パフォーマンスチャージ料など8カ月間の資材費のほか、組合広報紙、管理施設の光熱水費、どんぐりプロジェクトに要する用品代を、12節役務費63万4,000円では4回の広報紙の配送手数料や自動車損害保険、建物損害保険、道路賠償責任保険、傷害保険などの保険料を、また14節の使用料及び賃借料、16節の原材料費といった運営に必要なとなる経常的な経費を計上しています。

続きまして、79ページ、80ページをごらんください。説明欄の中ほどに記載に業務委託料は、北但ハイトラストに支払います8カ月分の施設運営委託業務3億500万円のほか、ばいじん、焼却灰等の運搬業務、ばいじんの処理委託業務などです。

27年度一般会計補正予算（第2号）の債務負担行為の追加において、4月からの焼却灰等の運搬業務の契約に向けた議決をいただきました。その際、ばいじんをひょうご環境創造協会赤穂事業所に搬入する計画を説明しておりましたが、新施設での灰の成分検査の取得及び赤穂市との事前協議と合わせて約一月間の期間が必要なことがわかりました。対応への検討を重ねたところ、4月中旬から発生するばいじんは栃木県小山市にありますメルテック株式会社での処理に変更しました。そのため、栃木県小山市にありますメルテック株式会社に搬入する5月中旬までの約一月分のばいじんの運搬と処理の業務委託料、ひょうご環境創造協会赤穂事業所に搬入する残り11カ月分のばいじんの運搬と処理の業務委託料、及び香美町の最終処分場に搬入させていただく主灰、不燃残渣の運搬業務委託料を計上しています。また、資源化物処理委託業務は蛍光管、乾電池やプラスチック製容器包装の処理業務委託料です。

19節負担金補助及び交付金9,005万5,000円は、豊岡市、香美町の既存の最終処分場を活用させていただき主灰、不燃残渣を搬入することから、市町への施設の使用負担として負担金を計上しています。また、北但ごみ処理施設建設に伴う森本区・坊岡区地域振興計画における地域コミュニティ活動への支援策として、森本区、坊岡区への交付金を計上しています。25節積立金は、第3号議案において説明をしました北但行政事務組合一般廃棄物処理施設基金条例に基づき施設の取り壊しの経費として積み上げることとし、28年度の売電収入1億円の1割、1,000万円を計上しています。

23款公債費は、一時借入金利子として263万円を計上しています。

続きまして、81ページ及び82ページをごらんください。25款予備費30万円は、前年度と同額を計上しています。

説明は以上でございますが、83ページ以降には平成28年度一般会計予算の説明資料として84ページ、85ページに給与費明細書を、86ページ及び87ページに債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出見込み額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書を、88ページ及び89ページに性質別歳出内訳と財源内訳を掲載しておりますのでご清覧いただき、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（青山憲司） 以上で上程議案に対する説明は終わりました。

以上で本日の日程は終わりました。

この際、お諮りいたします。あす2月3日から2月15日までを議案熟読のため休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青山憲司） ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次の本会議は2月16日午前10時から開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散会 午前10時54分